

特定非営利活動法人 北海道生涯教育総合研究センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道生涯教育総合研究センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域で暮らす人々、特に社会的弱者と言われる子ども、高齢者、障害者、難病者等に対して、生涯学習全般を通じて人の痛みを知る心を養う事業を行い、文化的な生活ができると共に誇りと自信を持って地域社会に参加できるよう支援し、社会福祉の増進を図り公益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障がい者支援へのサポート事業 /
- ② 障がい者支援に係る情報支援事業 /
- ③ 障がい者支援に係る団体支援及び相互支援事業 /
- ④ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい者福祉サービス事業 /
- ⑤ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業 /
- ⑥ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 /
- ⑦ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 /
 - 1. 地域活動支援センター事業
 - 2. 福祉ホーム事業 /
 - 3. 移動支援事業 /
- ⑧ 障がい者福祉に係る情報交流事業 /
- ⑨ 障がい児童の療育、教育、福祉に関する教育研修 /
- ⑩ 福祉、介護に関する訪問相談 /
- ⑪ 健康、生活、福祉、介護、住宅環境整備、福祉機器などの相談に関する業務 /
- ⑫ 介護保険法に基づく、指定居宅サービス事業 /
- ⑬ 介護保険法に基づく、指定介護予防サービス事業 /
- ⑭ 介護保険法に基づく、指定居宅介護事業 /
- ⑮ 医療保険及び介護保険による指定訪問介護、介護職員初任者研修事業、ガイドヘルパー養成講座事業
- ⑯ 児童福祉法に基づく、障がい児通所支援事業
- ⑰ 福祉有償運送サービス事業
- ⑱ 多機能型(児童ディ、生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続)、一体型生活介護
共同生活介護及び共同生活支援
- ⑲ 高齢者、障がい者、知的障がい者、精神障がい者の介護施設または共同生活の経営 /
- ⑳ 生活困窮者の日常生活及び社会生活を支援するための法律に基づく指定生活支援事業 /
- ㉑ 子どもたちの健全育成を目的とする共同学習参加促進事業 /
- ㉒ 社会教育学習による、福祉啓発活動参加への交流体験学習事業 /

(2) その他の事業

① 物品販売事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第三章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種として、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

(2) 活動会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3. 理事長は前項の者の入会を認めないとときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき

- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することが出来る。この場合その会員に対して議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、また目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第四章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2. 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を1人、専務理事を1人、及び常務理事を若干名置くことが出来る。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。

- 2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3. 役員のうち、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

2. 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によつてその職務を代行する。
3. 常務理事は、副理事長及び専務理事の職務を補佐し、副理事長、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定した順序によつてその職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正な行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が認められた場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項の規定に関わらず後任の役員が選任されていない場合は任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の内その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することが出来る。この場合その役員に対し議決する前に弁

明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

- 2. 役員はその職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別途定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- (1) 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任命する。
- (2) 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別途定める。

第五章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要な事項

(開 催)

- 第24条 通常総会は毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招 集)

- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2. 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
 4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の

議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を表記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第六章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、定款で定めるもののか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く、第50条において同じ)その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招 集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあってはその旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会

議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3)事業に伴う収入
- (4)寄付金品
- (5)財産から生じる収入
- (6)その他

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別途定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければなれない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に係わらずやむを得ない理由により予算が成立しないとき

には、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることが出来る。

2. 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは総会の議決を経て規定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人は事業報告、収支計算書、貸借対照表及び財務目録の決算に関する書類は毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2. 決算上余剰金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の三分の二以上の多数の議決を経て、且つ法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第十章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行については、その必要な細則は理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

理事長：宮本 孝男	副理事長：林 信男
専務理事：上野 靖男	監 事：神 てる子
3. この法人の設立当初の任期は、第16条第1項の規定に係わらず成立の日から平成22年 3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定に係わらず設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定に係わらず成立の日から平成21年 3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に係わらず次に掲げる額とする。

①正 会 員	入会金 3,000円	年会費 5,000円
②活 動 会 員	入会金 3,000円	年会費 3,000円
③個人賛助会員	入会金 3,000円	年会費 3,000円(1口)
④団体賛助会員	入会金 5,000円	年会費 10,000円(1口)